

とん税法及び特別とん税法基本通達

第 1 章 とん税法関係

(関係法令の略称)

0—1 この章における関係法令の略称は、それぞれ次による。

- (1) とん税法（昭和 32 年 3 月 31 日法律第 37 号）……………法
- (2) とん税法施行令（昭和 32 年 3 月 31 日政令第 48 号）…令
- (3) とん税法附則第 7 項及び特別とん税法附則第 3 項に規定する国土交通大臣が財務大臣に提供する情報を定める省令（令和 2 年 6 月 30 日財務省令第 53 号）……………省令

(「開港への入港」の意義)

1—1 法第 1 条《課税物件》に規定する「開港への入港」とは、船舶が開港の外から開港内の特定の場所に停泊する目的をもつて当該場所に到着することをいう。

(課税標準の認定)

3—1 課税標準である純トン数については、後記 3—3（課税標準の確定の時期）の規定により課税標準の確定の時期となる入港の時における外国貿易船の国際トン数証書又はこれに代わるべき公的書類（国際トン数確認書、船舶国籍証書、仮国籍証書、領事又は船級協会が発給した証明書等）（以下「国際トン数証書等」という。）に記載されている純トン数により認定する。ただし、上記により課税標準の認定を行つた後、その船舶の純トン数の測度が誤つていたため正しい純トン数を記載した国際トン数証書が再交付された場合又は公的書類に代えて国際トン数証書が交付された場合において、これらの国際トン数証書に記載されている純トン数が既に課税標準として認定した純トン数と相違することが判明したときは、当該正しい純トン数等をもつて訂正する。

(国際トン数証書等に記載されている純トン数が二以上あるときの課税標準の認定)

3—2 国際トン数証書等に記載されている純トン数が二以上あるときの課税標準である純トン数の認定は次による。

- (1) 測度規則の異なる二以上の純トン数の記載のある場合

船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年 5 月法律第 40 号）に定める測度規則により測定された純トン数（これがない場合には同法に定める測度規則に最も近い測度規則により測定された純トン数）。この場合において、当該測度規則により測定された純トン数が二以上記載されているときは下記(2)の規定を準用する。

- (2) その他の場合最も大きい純トン数

ただし、その構造上積荷の種類により純トン数を異にすることとなつて
いる船舶（例えば、鉱石及び原油の双方を輸送することができる構造の船
舶）で、国際トン数証書等によつてそれぞれの場合の純トン数が確認でき
るときには、入港時における当該積荷の種類に応じた純トン数（空船にて
入港する場合には最も大きい純トン数）。

（課税標準の確定の時期）

3—3 とん税の課税標準は、入港ごとに納付する場合はその入港の時、一年分
を一時に納付する場合（以下、同納付を「一時納付」という。）は、その一時
納付に係る最初の入港の時に確定するものとし、その後において船舶の修繕、
模様替え等により純トン数に変更があつても、訂正しない。

（入港の際における純トン数等の確認）

3—4 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 15 条第 3 項《入港手続》及び第 18
条第 2 項《入出港の簡易手続》の規定により外国貿易船の船長から入港届の
提出があつたときは、国際トン数証書等により当該外国貿易船の名称、国籍
及び純トン数を確認する。この場合においては、入港届の当局記入欄に確認
済の表示を行う。

（特例税率の対象となる船舶の種類）

3—5 法附則第 6 項に規定する税率（以下、この章において「特例税率」とい
う。）は、同項に規定する外国貿易船（以下、この章において「国際基幹航路
船舶」という。）として、船舶種別が「フルコンテナ船」又は「セミコンテナ
船」のものにつき適用されることとなるので留意する。

（特例税率の対象港を港域に含む開港への入港）

3—6 令附則第 5 項に規定する国際戦略港湾を港域に含む開港への入港につい
ては、当該国際戦略港湾に入港する場合（同開港内の他の港から転錨する場
合を含む。）に限り、当該開港への入港に係る申告は特例税率の対象となるこ
とに留意する。

（特例税率の適用）

3—7 国際基幹航路船舶に対する特例税率の適用は、省令の規定に基づき国土
交通大臣が提供する情報と関税法附則第 7 項の規定に基づき提出される書面
（国際基幹航路届（C-2020））に記載された事項とを対査確認し行うこととす
る。なお、寄港地の港名の確認にあたっては、国際戦略港湾の港名及び当該
国際戦略港湾に入港する前に最後に出港した又は当該国際戦略港湾を出港し
てから最初に入港しようとする関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）附則
第 4 項に規定する特定港の港名が、国土交通大臣が提供する情報に含まれる
寄港地の港名と一致するか否かについて対査確認を行うこととする。

(一時納付されたとん税の取扱い)

3—8 一時納付 (特例税率による場合を含む。) されたとん税の取扱いは、次による。

(1) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は当該船舶について一時納付されたものとして取り扱う。

イ 船名又は国籍に変更があつた場合

ロ 資格内変した後再び資格外変した場合

ハ 船舶の所有者又は運航者に変更があつた場合

ニ 当該有効期間内に国際基幹航路船舶となつた場合

ホ 特例税率による一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を喪失した後、再び当該要件を満たすこととなつた場合 (国際基幹航路船舶の要件を喪失した際に特例税率によらない一時納付を行った場合を除く)

(2) その一時納付の有効期間内にその一時納付に係る船舶について、次に掲げる事情が生じた場合であつても、その一時納付されたとん税は還付しない。

ただし、納付の際に錯誤により一時納付されたものであることが明らかであり、錯誤についてやむを得ない相当な理由があると認められる場合には、還付して差し支えない。

イ 資格内変した場合

ロ 当該有効期間内における入港回数に入港ごとに納付する場合のとん税の額を乗じた額が、一時納付する場合のとん税の額に満たないこととなつた場合

ハ 特例税率による一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を喪失した場合

ニ 特例税率によらない一時納付について、国際基幹航路船舶の要件を満たした場合

(3) 船舶が、自走式でない外航はしけ (プッシャー・バージを含む。以下この項において同じ。) を引き、又は押して外国貿易のため本邦と外国との間を往来する場合における当該船舶及びはしけに係るとん税の一時納付については、関税法基本通達 (昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号) 2—2 (船舶の意義) の規定にかかわらず、次のように取扱う。

イ 船舶がはしけを引き、又は押して本邦の開港に入港した場合において、当該船舶及びはしけについて、法第 3 条第 2 号《一時納付》の規定によりとん税を納付しようとするときは、当該船舶及びはしけを別個の外国貿易船として取扱うものとする。この場合において、当該はしけにつき、船長が定められていないときは、当該船舶の船長を当該はしけの船長とみなす。

- ロ 上記イの場合において、当該船舶が他のはしけを引き、若しくは押し、又は当該はしけが他の船舶に引かれ、若しくは押されて、当該開港に入港した場合に当該他のはしけ又は船舶についてとん税の納税義務がある場合には、当該他のはしけ又は他の船舶を別個の外国貿易船として取扱うものとする。この場合において、当該他のはしけにつき船長が定められていないときは、当該船舶の船長を当該他のはしけの船長とみなす。
- ハ はしけを引いた船舶について既に一時納付されたとん税で、当該一時納付に係る初回入港時から 1 年を経っていないものについては、当該はしけ及び船舶について個別に一時納付されたものとみなす。この場合において、当該はしけが他の船舶に引かれ、若しくは押され、又は当該船舶が他のはしけを引き、若しくは押して入港した場合における当該他の船舶又は他のはしけの取扱いについては上記イ又はロに準じる。

（「船長に代つてその職務を行う者」の意義）

- 4—1 法第 4 条第 1 項《納税義務者》に規定する「船長に代つてその職務を行う者」とは、商法（明治 32 年法律第 48 号）第 709 条《船長による職務代行者の選任》若しくは船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 20 条《船長の職務の代行》又は運航者の本国の法令の規定等により、船長がその事務を代行する者として選任した者又はその職掌の順位に従つて船長の職務を行うこととなつた者をいう。

なお、これらの者が船長に代わつてその職務を行う場合には、これらの者自らがとん税の納税義務者となるのであつて、船長の名においてとん税納付の事務を代行するのではないから、留意する。

（「運航者」の意義）

- 4—2 法第 4 条第 2 項《納税義務者》に規定する「運航者」とは、自己の計算において船舶を運航する者をいう。したがつて、船主（船舶の所有者）が自らの計算において船舶を運航して海上運送契約の当事者となる場合には当該船主、船主以外の者が全部用船契約又は裸用船契約によつて船舶を運航し海上運送契約の当事者となる場合には当該船主以外の者をいう。

（特別納税義務者）

- 4—3 法第 4 条第 2 項の規定により税関長の承認を受けてとん税の納付についての事務を行うこととなつた船長以外の者（以下「特別納税義務者」という。）は、とん税法上の納税義務者としての一切の義務を負う者であつて、その者の名においてとん税を納付しなければならないが、犯則の際には刑事責任の主体となる者であるから留意する。

なお、特別納税義務者の承認があつた場合には、船長は納税義務者でないこととなるので、承認のあつた日以降の入港に係るとん税を船長の名で納付することは認められないが、船長が特別納税義務者の代行者又は代理人とし

て特別納税義務者の名においてとん税を納付することは差し支えない。

(特別納税義務者の承認の申請)

4—4 法第4条第2項の承認の申請は、「とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書」(S—1010)2通(当該開港に係るとん税の徴収事務を行う他の税関官署(以下「関係官署」という。)があるときは、その数に相当する数を加える。)を提出して行わせる。特別納税義務者の承認申請は、開港ごとに行わせるものとし、一の船舶について開港によつて特別納税義務者が異なつても差し支えない。

申請書の記載事項等については、令第1条第1項《船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請手続》の規定によるほか、次による。

- (1) 申請者である運航者が法人である場合には、当該法人の代表者(当該法人の代理権を有する支店長又は営業所長等であつて会社法(平成17年法律第86号)第918条《支配人の登記》の規定により登記した者を含む。)の名で申請させる。
- (2) 特別納税義務者となるべき者が法人である場合にも上記(1)と同様とするが、その者が外国法人である場合には会社法第933条《外国会社の登記》の規定により登記した本邦における主たる営業所の所在地、名称及び代表者の氏名を申請書に併記させる。
- (3) 特別納税義務者の住所地(その者が外国法人である場合には本邦における主たる営業所の所在地)のほかに当該承認に係るとん税の納付についての事務を実際に行う事務所が別にあるときは、その所在地、名称及び責任者の氏名を申請書に併記させる。
- (4) 申請者の運航する船舶の一部について特別納税義務者の承認を申請する場合には、その名称、国籍及び純トン数を申請書に記載させることとし、申請者の運航する船舶の全部について一括承認を申請する場合には、申請書の該当欄に○印を付させるだけで足り、船舶の名称等を記載させることを要しない。

(登記事項証明書の取扱い)

4—5 令第1条第2項《船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請に係る添付書類》に規定する法人の登記事項証明書(外国法人にあつては、会社法第933条の規定により登記した本邦における主たる営業所の登記事項証明書)については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。

(特別納税義務者についての審査)

4—6 令第1条第1項《船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請手

続》に規定する申請書の提出があつた場合においては、特別納税義務者の信用及び資産の状況が確実であるかどうか等を調査し、とん税の確保に支障がないと認めるときは、原則として、その承認を与えるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、最近における財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書等の書類を提出させて認定を行う。

なお、一の開港を所轄する税関が二以上ある場合において、一の税関が特別納税義務者の承認をしようとするときは、他の税関と合議する。

（承認の効力の発生の時期）

4—7 特別納税義務者の承認の効力の発生の時期は、承認の日であるので、入港によつて課税原因が発生した後とん税の納付前にこの承認があつた場合には、納税義務者は船長であるから、留意する。

（承認後の手続）

4—8 特別納税義務者の承認をしたときは、申請者の提出した「とん税及び特別とん税納税義務者承認申請書」にその旨を記載し、うち 1 通を申請者に交付するとともに、関係官署に申請書を添えて通知する。

（承認の取消し）

4—9 特別納税義務者について、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その承認を取り消し、その旨申請者又は当該納税義務者に通知する。

- (1) 申請者又は特別納税義務者から承認の取消しの申請があつた場合
- (2) 特別納税義務者の信用又は資産の状況が著しく悪化した場合等とん税の確保上支障があると認められる場合

（承認の効力の消滅）

4—10 特別納税義務者の承認の効力は、次の各号の一に該当することとなつたときには、消滅する。

- (1) 特別納税義務者が死亡又は解散したとき。
- (2) 特別納税義務者の承認が取り消されたとき。
- (3) 特別納税義務者の承認を受けた船舶が滅失したとき又は申請者の運航に属さなくなつたとき。
- (4) 特別納税義務者の承認を受けた船舶の名称、国籍又は純トン数に変更があつたとき。

（承認の効力の消滅の通知）

4—11 特別納税義務者について前記 4—10（承認の効力の消滅）による承認の効力の消滅があつた場合においては、承認の取消しをし又は承認の効力の消滅の事実を知つた税関長は関係官署に直ちにその旨を通知する。

(特別納税義務者の変更)

4—12 特別納税義務者を変更したい旨の申請があつたときは、便宜、承認取消しの申請と新たな特別納税義務者の承認の申請が同時にあつたものとして取り扱う。この場合において、新たな承認をしたときは、その承認と同時に前の承認は取り消されたものとする。新たな承認をしないときは、前の承認を引き続き有効なものとして取り扱うこととし、その旨申請者に通知する。

(特別納税義務者の承認を受けた船舶の範囲の変更)

4—13 特別納税義務者の承認を受けた船舶の範囲を変更しようとするときは、次による。

- (1) 承認を受けた船舶の範囲を拡張しようとするとき（例えば、申請者の運航する船舶のうち一部の船舶について特別納税義務者の承認を受けている場合において、当該申請者の運航する船舶の全部について特別納税義務者の承認を受けようとするとき）は、その承認の対象に含めようとする船舶について新たな承認の申請をさせる。
- (2) 承認を受けた船舶の範囲を縮小しようとするとき（例えば、申請者の運航する船舶全部について特別納税義務者の承認を受けている場合において、当該申請者の運航する船舶のうち特定の船舶を除き、特別納税義務者を廃止しようとするとき）は、その承認の対象から除こうとする船舶について承認取消しの申請をさせる。

(「出港」の意義)

5—1 法第 5 条《申告による納付》に規定する「出港」とは、開港に入港した船舶がその開港の外に出る目的をもつて停泊していた場所を離れることをいう。

(とん税納付申告書)

5—2 令第 2 条第 1 項《申告書の記載事項》に規定する申告書は、「とん税及び特別とん税納付申告書」(S—1015)（以下「納付申告書」という。）による。

なお、特例税率による申告にあつては、納付申告書に記載された適用税率を修正して行わせるものとする。

(納付書)

5—3 令第 2 条第 2 項《納付の手続》に規定する納付書は、「納付書」(C—1010 の第 1 片～第 3 片)による。

(とん税の納付手続)

5—4 とん税の納付についての手続は、次による。

- (1) 納付申告書及び納付書が納税義務者からとん税納付事務を担当する監視部門に提出されたときは、当該納付申告書及び納付書に記載されている

事項とこれに係る船舶の入港届又は船長陳述書の記載事項等を照合して、課税要件及び納付期限等が法令に適合していることを確認した後、当該納付書を納税義務者に返還するとともに、当該納付申告書を収納担当部門に回送する。

収納担当部門は、当該納付申告書により調査決定を行い、また関税法基本通達 7—6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の(3)及び 9 の 4—7（収納済額の登記）に準じて徴収決定済額及び収納済額の登記を行う。この場合において、納付申告書はとん税に係る資金徴収簿（国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年大蔵省令第 39 号）第 22 条第 1 項《国税収納金整理資金徴収簿等》）として使用する。

納付申告書は、収納済額の登記後、収納担当部門において保管する。

なお、この場合において、納税義務者が、令第 2 条第 2 項ただし書《電子情報処理組織による納付手続》に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、納付書の提出は要しないことから、当該納付書に係る照合、返還に代えて当該納付申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、別に事務連絡するところにより、当該納付に必要な納付情報を取得のうえ、納税義務者に通知する。また、徴収決定額等の登記は、別に定めるところによる。

- (2) 法第 3 条第 2 号《一時納付》の規定によりとん税の一時納付をしようとする者については、納付申告書を 2 通（関係官署があるときは、その数に相当する数を加える。）を提出させ、うち 1 通をとん税納付事務を担当する監視部門において保管し、他の 1 通を上記(1)により処理する。この場合において、関係官署があるときは、関税法基本通達 9 の 4—6（関税の納付の確認）の取扱いに準じて（令第 2 条第 2 項ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付にあつては、別に事務連絡するところにより）納付を確認した後直ちに当該関係官署に納付申告書を送付する。
- (3) とん税の一時納付を受けた税関官署及び当該税関官署から一時納付に係る納付申告書の送付を受けた関係官署は、「とん税及び特別とん税一時納付整理簿」（S—1021）に船舶の名称等の所要事項を記載する。とん税を一時納付した船舶であるかどうかの確認は、この整理簿により行う。

（日本銀行等の国庫金受入取扱時間外のとん税の納付手続）

- 5—5 日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の国庫金受入取扱時間外には、とん税納付事務を担当する監視部門の分任国税収納官吏がとん税の収納を行うものとする。この場合において、現金納付に代えて証券納付を行おうとするときは、銀行が支払保証をした小切手又は銀行の振出しに係る小切手に限り認める。

（とん税の時効）

- 5—6 とん税の消滅時効は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 30 条《公法上

の金銭債権の消滅時効》の規定により 5 年である。この場合において、時効の起算日は、その権利を行使することができる日、すなわち、法第 5 条の規定による納期限（以下「納期限」という。）の翌日（その日より前に犯則が行われたときは、当該犯則が行われた日）である。

なお、納期限経過後にとん税の更正又は決定がなされたときも、時効の起算日は変わらないが、更正又は決定には会計法第 31 条第 2 項《民法の規定の準用》の規定により準用される民法（明治 29 年法律第 89 号）第 150 条《催告による時効の完成猶予》の規定により時効の完成猶予の効果があるので、留意する。

（とん税の更正、決定通知書）

6—1 令第 3 条第 1 項《更正又は決定の手続》の規定による更正通知書及び決定通知書は、「とん税及び特別とん税更正、決定通知書」（S—1025）（以下「更正、決定通知書」という。）とする。

なお、納期限後に更正、決定通知書を発する場合の法第 6 条第 2 項《更正又は決定に係るとん税の納付》に規定する税関長の指定する期日は、当該更正、決定通知書が発せられた日の翌日から起算して 1 月を経過する日とする。

（更正、決定通知書の送達）

6—2 令第 3 条第 1 項の規定による更正、決定通知書を送達するときは、納付書を同封する。

（「海難」の意義）

7—1 法第 7 条第 1 号《海難等による入港の場合の非課税》に規定する「海難」とは、暴風雨、濃霧等の天災、他の船舶との衝突、暗礁への乗上げ等の災害に遭遇し、これにより船舶が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。

（「その他航行上の支障」の意義）

7—2 法第 7 条第 1 号に規定する「その他航行上の支障」とは、船舶の火災、機関又は通信機の故障、船員の暴行、伝染病のまん延等の予期することができない事故により、船舶が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。

（「検疫」の範囲）

7—3 法第 7 条第 2 号《検疫のための入港の場合の非課税》に規定する「検疫」とは、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）による検疫をいい、動植物の検疫は含まない。

（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）

7—4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 暴風雨、濃霧等の災害が予想される場合において、これを回避するためのみの目的で一時入港したとき
- (2) 暴風、濃霧等の災害を回避するため航路を迂回した場合等予期し得ない事情により船用品が欠乏し、それを補給するためのみの目的で一時入港した場合
- (3) 積荷の荷崩れを直し又はいかだの結索具等を締め直すためのみの目的で一時入港した場合
- (4) 航行中に発生した急病患者、航行中に救助した遭難者、航行中船内において発見された密航者等を下船させるためのみの目的で一時入港した場合
- (5) 遭難船舶を曳航し、又は遭難船舶、遭難貨物を積載し、これを引き渡すためのみの目的で一時入港した場合
- (6) 遺体、遺骨又は遺留品を船卸しするためのみの目的で一時入港した場合
- (7) 本邦における天災地変等の際における救援物資の積卸しをするためのみの目的で一時入港した場合
- (8) 水先案内人を乗下船させるためのみの目的で一時入港した場合
- (9) 乗組員の欠員を補充し、又は乗り遅れた乗組員を乗船させるためのみの目的で一時入港した場合
- (10) 不開港出入の許可を受けるためのみの目的で一時入港した場合
- (11) 検疫法第26条の規定による証明書を取得するためのみの目的で一時入港した場合
- (12) 乗船している旅客の出入国手続を行うためのみの目的で一時入港した場合
- (13) 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合
- (14) 関係官庁の指示により保安用品（油の中和剤、オイルフェンス等）を積み込むためのみの目的で一時入港した場合
- (15) 航行中に船舶を修理する修理業者又は船舶の清掃業者を乗下船させるためのみの目的で一時入港した場合
- (16) 船舶内において生じた廃油（油性バラスト水、タンク洗浄後の油濁水、ビルジ等をいう。）を廃油処理施設に引き渡すためのみの目的で一時入港した場合
- (17) 船舶内において生じた海洋環境に有害な個体ばら積み貨物残渣を含む船倉の洗浄水を廃棄物処理施設に引き渡すためのみの目的で一時入港した場合
- (18) 目的地である開港若しくは不開港のけい留場所が満船のため又は積荷の準備等の都合のため、目的地以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港する場合
- (19) 開港に入港した外国貿易船が、当該開港が満船のため又は積荷の準備

等の都合のためやむを得ず一時出港した場合において、当該開港以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した後、目的地である開港に近接する不開港に一時入港した後又は目的地である開港の港域外の洋上に待機した後、目的地である開港に再入港する場合

(20) その他上記各号に準ずる場合であつて税関長が真にやむを得ないと認めたとき

(「これらの理由に直接よらない貨物の積卸」の範囲)

7—5 法第 7 条ただし書《非課税の例外》に規定する「これらの理由に直接よらない貨物の積卸」とは、次に掲げる貨物の積卸し以外の積卸しをいい、人の乗下船に伴う携帯品（社会通念上、通常身邊に付随するものを除く。）の積卸しを含むものとする。

(1) 海難により入港した場合における船舶を修理するための積載貨物又は船用品の仮陸揚及び修理を終えた後のそれらの積込み

(2) 海難により入港した場合における船用品の積込み

(3) 前記 7—4（「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲）の各号に掲げる場合において、それぞれの入港の目的に従つて行ふ貨物、船用品、携帯品等の積卸し

(非課税の場合の証明手続)

7—6 船長が令第 4 条《非課税の場合の証明》の規定により非課税に該当する事実の証明をしようとするときは、「非課税理由の証明」(S—1030) 2 通を、とん税納付事務を担当する監視部門に提出させるものとし、税関長はその事実を確認したときは、うち 1 通に非課税の旨を記載して当該船長に交付する。この場合において税関長がその事実を認定するために必要があると認めるときは、非課税に該当する事実を客観的に認定しうるような航海日誌（写し）、管海官庁の証明書等を添付させるものとする。

非課税に該当する事実が税関長によつて確認されたときは、納付申告書及び納付書の提出は要しないので、留意する。

(非課税となる事実の証明が得られなかつた場合の手続)

7—7 税関長は、提出された「非課税理由の証明」等により、非課税となる事実の確認ができなかつた場合には、前記 5—4（とん税の納付手続）によりとん税を納付させる。

(船舶の純トン数の測度)

8—1 前記 3—1（課税標準の認定）及び 3—2（国際トン数証書等に記載されている純トン数が二以上あるときの課税標準の認定）によつて純トン数の認定ができない場合又は国際トン数証書等が偽造若しくは改ざんされていて純トン数の認定ができない場合等であつて、税関長が必要と認めたときは、当該船

舶の純トン数の測度をその開港を所轄する管海官庁に依頼し、その測度した純トン数によりとん税を納付させる。

（「その他やむを得ない理由」の意義）

9—1 法第9条第1項《担保》に規定する「その他やむを得ない理由」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 銀行の閉店後に入港したため両替ができない等の理由により、出港の時までにとん税の納付ができない場合
- (2) 非課税に該当するかどうかの判定に日時を要し、出港の時までに結論が得られない場合

（「とん税を納付する必要がなくなつたとき」の意義）

9—2 令第6条第2項《担保の解除の手續》に規定する「とん税を納付する必要がなくなつたとき」とは、担保の提供に係る船舶について非課税に該当すると判定された場合等課税原因の発生がないことが明らかになつたときをいう。

（とん税納付前出港の承認申請手續等）

9—3 令第5条第1項《とん税の納付前に出港する場合の承認の申請手續等》に規定する申請書は、「とん税納付前出港承認申請書」（S—1040）（以下本項において「申請書」という。）2通及び納付申告書1通（納付書の添付は要しない。）を提出して行わせる。この場合、承認は納付すべきとん税の額に相当する担保の提供があつた場合に限り与えるものとし、申請書のうち1通に承認の旨を記載して申請者に交付する。

（とん税の納税通知書）

9—4 令第5条第2項《納税通知書の送達》に規定する納税通知書は、「とん税及び特別とん税納税通知書」（S—1045）（以下「納税通知書」という。）とする。

（納税通知書の送達）

9—5 令第5条第2項の規定による納税通知書を送達するときは、納付書を同封する。

（とん税の担保）

9—6 法第9条第1項の規定により提供する担保の取扱いについては、関税法基本通達9の11—1（関税の担保の種類）から10—2（担保の処分手續）までの規定を準用する。この場合において、「保証書預り証」、「供託書の正本預り証」「供託原因消滅証明書」の様式は、税関様式関係通達の関税法関係に定めるそれぞれの様式を準用し、保証人の保証書は「保証書」（S—1050）、金銭担

保による納付の手続は「金銭担保充当申告書」(S—1090)による。

(「けい留場所」の意義)

10 の 2—1 令第 8 条《税関長の権限の委任》に規定する「けい留場所」とは、開港に設置されている岸壁、シーバース、浮標等をいう。

(公告についての留意事項)

10 の 2—2 令第 8 条第 3 項《公告の方法》の規定により公告を行う場合においては、次の事項に留意する。

(1) 令第 8 条第 2 項《税関長の権限の委任》及び第 3 項に規定する「管轄区域」とは、税関長が権限を委任するけい留場所の区域等をいう。

(2) 令第 8 条第 3 項に規定する「その他の必要な事項」とは、権限を委任する年月日及び納付申告書の提出先(担当部門名)等をいう。

(不服申立ての手続等)

11—1 法第 11 条において準用する関税法第 89 条及び第 91 条の規定の取扱い並びに不服申立ての手続については、関税法基本通達第 8 章の規定を準用する。

第 2 章 特別とん税法関係

(関係法令の略称)

0—1 この章における関係法令の略称は、それぞれ次による。

(1) 特別とん税法(昭和 32 年 3 月 31 日法律第 38 号)……………法

(2) 特別とん税法施行令(昭和 32 年 3 月 31 日政令第 49 号)…令

(とん税法に係る規定の準用)

0—2 特別とん税に係る用語の定義、課税標準及び税率、納税義務者、申告及び納付、更正及び決定等、非課税、船舶の純トン数の測度、特別とん税の納付前出港、税関長の権限の委任並びに不服申立てについては、第 1 章(とん税法関係)の規定を準用する。

(「あわせて」の意義)

5—1 法第 5 条第 1 項《申告及び納付等》、法第 7 条第 1 項《担保の提供》及び令第 1 条《船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の手続》に規定する「あわせて」とは、申告、更正、決定、納付又は徴収及び担保の提供又は承認の申請につき一手續により一体として行うことをいう。